

広島県立農業技術大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第九号

広島県立農業技術大学校規則の一部を改正する規則

広島県立農業技術大学校規則（昭和六十年広島県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「果樹コース」を「落葉果樹コース」に改め、同条第二項中「常緑果樹」を削る。

第三条第二項中「別表第五」を「別表第四」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第 2（第 3 条関係）

野菜・花きコースの教育科目及びその時間数

科 目	1 年		2 年		合 計		計
	講義 実験 演習	実習	講義 実験 演習	実習	講義 実験 演習	実習	
植物生理	15						15
育種			15		15	0	15
園芸流通	15		15		30	0	30
施設園芸論			15		15	0	15
土壌分析と施肥設計	30			45	30	0	30
販売実践		45			0	90	90
病害虫と雑草			45		45	0	45
農学実験	15		15		30	0	30
園芸共通科目小計	75	45	105	45	180	90	270
園芸（野菜・花き）栽培論	30				30	0	30
園芸先進事例研究	15				15	0	15
農場実習 I		135			0	135	135
体験学習			30	225	30	225	255
卒業論文	30	225	75	225	105	450	555
野菜・花き共通科目小計	75	360	105	450	180	810	990
野菜栽培論							
野菜先端技術論	15		45		60	0	60
野菜先進事例研究			15		15	0	15
農場実習 II		270	15	225	15	0	15
野菜専攻科目小計							
	15	270	75	225	90	495	585
花き栽培論							
園芸装飾	15	45	45		60	0	60

花き先端技術論		15	15	0	15
花き先進事例研究 農場実習Ⅱ	225	15	225	0	15
花き専攻科目小計	15	75	225	90	495
合 計	165	675	285	720	450
				1395	1845

備考 野菜専攻科目と花き専攻科目については、そのどちらか一方を履修するものとする。

別表第三を削り、別表第四を別表第三とする。

別表第五中「肉用牛・酪農コースの専攻科目及びその時間数」を「肉用牛コースの専攻科目及びその時間数」に改め、同表を別表第四とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則（第二条の改正規定を除く。以下この項において同じ。）の施行の際現在在学する学生でこの規則の施行の前に入学したものに對して開設する専攻科目及びその時間数については、この規則による改正後の広島県立農業技術大学校規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第二条の改正規定の施行の際現在在学する学生で当該改正規定の施行の前に入学したものの所属する本科に係る教育課程については、当該改正規定による改正後の広島県立農業技術大学校規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。